

議案第45号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例（平成6年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「ビラ」とは、法第142条第1項第3号及び<u>第4号</u>のビラをいう。</p> <p>3～5 略</p> <p>(県費負担)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、第9条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が基準枚数（法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。）を超える場合には、当該基準枚数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「ビラ」とは、法第142条第1項第3号のビラをいう。</p> <p>3～5 略</p> <p>(県費負担)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、第9条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が基準枚数（法第142条第1項第3号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。）を超える場合には、当該基準枚数）を乗じて得た金額とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。